

平成 28 年度農協監査・事業利用実態調査における 農協の監査費用に関する調査委託事業

調査報告書〈概要〉

○ 調査項目と調査方法

監査費用の負担は、主に「監査時間×報酬単価＋交通費等の実費」によって定まる。

このため、本調査では、監査時間、報酬（費用）単価、交通費等の実費の 3 項目について、公認会計士監査、中央会監査それぞれの値を算定し、比較・分析を行った。

なお、公認会計士監査の監査時間については、全国から 30 農協(※1)を選定し、各業務の管理責任者等へのヒアリングと関係資料の閲覧により、事業内容、財務状況、経営環境、組織体制、内部統制の状況等を把握することで、必要な監査手続を見積もり、試算値を得た。

また、中央会監査の監査時間については、上記と同じ 30 農協(※1)について、中央会監査の監査概要書等に基づき、往査人日数の実績を集計するとともに、中央会監査の従事者へのヒアリングを実施し、審査や事務所作業等の往査以外の時間を把握することにより、算定値を得た。

(※1)本調査は 30 農協を対象に実施したが、うち 7 農協については、中央会監査の監査時間が他の地域の中央会監査と比較しても著しく小さいなど、公認会計士監査と比較可能な結果が得られなかった。なお、これら 7 農協についても、公認会計士監査の監査時間の試算結果は、比較可能な結果が得られた他の 23 農協の監査時間の範囲内に収まっており、特異なものとはなっていない。

○ 調査結果

上記 3 つの調査項目のうち、交通費等については、想定される監査事務所の所在地によって、中央会監査と比較して公認会計士監査が高くなるケースと低くなるケースが生じるが、契約を含めて交通費等の精算に関する公認会計士監査の実務は様々（例：自家用車の利用、監査対応担当者の社用車への同乗等）であるため、個別の対応によって大きく変わり得る。

報酬（費用）単価については、実際には個別の契約によるところが大きいが、全体的な傾向としては、公認会計士監査と中央会監査のどちらかに高低の偏りがある状況ではなかった。

監査時間については、以下の対策が実施されずに現状のまま公認会計士監査に移行した場合、比較可能な調査結果が得られた 23 農協のうち約 3 割の農協で公認会計士監査の監査時間は中央会監査と比較してほぼ同じ水準(※2)かそれ以下となるが、以下の対策を実施すれば、制度移行時（平成 31 年度）には 23 農協のうち約 7 割の農協で、制度移行から 3 年経過後には 23 農協全てにおいて、公認会計士監査の監査時間は中央会監査とほぼ同じ水準(※2)かそれ以下に収まることが見込まれるとの結果が得られた(※3)。

(※2)10%以内の増加。

(※3)監査時間は、最終的には個々の職業的専門家としての監査人の判断によることに留意が必要である。

<監査費用負担を低減させるための対策>

① 農協側で実施できる事項

i. 事業体制・事業内容

- a. 重要な事業や支店間の業務手順・統制手続の統一
- b. 現行の中央会監査における指摘事項（内部統制の不備、財務報告上の課題等）への着実な改善対応など、内部統制・決算体制の整備

ii. 監査への対応体制

- a. 組合長をはじめとするマネジメント部門における組織的な監査対応の必要性への理解と、対応体制の整備
- b. 財務報告に関する証憑や内部統制に関する証跡の保存、整理の徹底

iii. その他

- a. 内部監査、監事監査及び公認会計監査の連携体制の構築（「三様監査」）
- b. 全国/県域の共通システムの内部統制評価の効率化の枠組（システムの運用主体による受託業務に係る内部統制の保証報告書の入手(※4)等）

(※4)保証報告書の取得に要する費用は、電算センター利用料に含まれることが想定され、そのシステムを利用する農協の数など各都道府県の状況によって、各農協の費用負担も異なってくることに留意が必要である。

② 公認会計士側で実施できる事項（関係機関に期待できる事項を含む）

i. 日本公認会計士協会のQ & A・研修等を活用した農協の事業、会計実務等に関する知見の取得

ii. その他

- a. 監査基準委員会報告書に準拠したアプローチの徹底（重要勘定の見極め、財務報告の重要な虚偽表示リスクの程度に応じた監査手続の選択等）
- b. 監査人として求める提出資料・質問事項の事前依頼等を通じた農協側の整理、準備期間の確保
- c. 内部監査、監事監査及び公認会計士監査の連携体制の構築（「三様監査」）
- d. 財務報告に係る内部統制の効率的な方法や、財務報告の基礎資料のまとめ方等に関する指導的機能の発揮

③ 制度面での改善が考えられる事項

i. 全国中央会から公認会計士に対して必要な引継ぎがなされるための環境の整備

ii. 附属明細書の簡略化等、計算書類の様式の修正

iii. その他（農協及び公認会計士双方における費用負担低減策の取り組みの促進）